

(書人に、天正十年前田又左富山陣之刻、源太夫御持候て御下候留文とあり。)

三月八日。柳原淳光、前田利家に、禁裏御料所鳳至郡中居釜屋村の貢納を督促せしむ。

【中居三右衛門傳書】 鳳至郡 一七一九

雖未申通候令啓候。抑其國中居釜屋村御料所之儀、舊冬内々被仰下候。則(備長詩)式法・長雲、先内儀被申越候處に、無別儀由之通令披露候。然共在所一圓不致納所候。其故者、中興相違候間、下々相亂候哉。此義者諸國に雖有之、不謂前儀付而、國猥之刻茂不致運上申候キ。御分國中御料所、任先規之旨可爲御直務由、就被仰付□方相濟候。此度被抽忠節候者、可爲神妙候。此直通御耳へ入候へ者、御爲如何候。右兩人任異見如此候。猶眞繼兵庫助被差下候間聞筆候。恐々謹言。

三月八日

淳(御恩) 光

前田又左衛門尉殿

(書人に、天正十年越中富山に陣取候刻源太夫殿御

持て御下ルとあり。)

三月十三日。織田信長、前田利家等に、その武田勝頼を討滅したることを報す。

【遺編類纂】

17110

武田四郎勝頼・武田太郎信勝・長坂釣閑(武田)・典厩・小山田初として、家老者共迄悉討果し、駿河・甲斐・信濃無滞一篇ニ申付候間、不可有氣遣候。飛脚見及候間可申達候。其表之事、是又可爲存分事勿論候也。

三月十三日

朱(織田信長) 印

柴田修理亮殿

佐々内藏助殿

前田又左衛門殿

不破彦三殿

(信長公記に掲ぐる所の文稍これと少異あり。)

三月十五日。前田利家、三輪吉宗に、耕作に妨なければ鹿島郡七尾口城塹濠の掘鑿に従はしむ

べきを命す。

【三輪文書】

一七二二

爲見廻飛脚、殊くしこ

一、申付候三千石の米

一、所口普請の事申越候。はや作毛ニ向候間、成まじき

と存候。乍去作毛ニもかまいなく候はゞ、臺所入並町夫

にて、少成共ほらせ可然候。尙用所候者重而可申述候。

謹言。

三月十五日

利家 在印

三輪藤兵衛殿

(この文書の年次は、古來種々に推定せられたり。今之を天正十年に列するものは、正月十一日の書状と同年に在りと考へたるに因る。)

三月廿四日。前田利家越中富山より、能登に留守する前田安勝に、夫丸・船舶の徵發を指揮す。

【能登國古文書】

一七二二

尙以當表富山城取まき候て有事候。併色々城中より懇

望申候間、二三日中相果可申候。將又柴修・佐藏之御あ

ひ散々にて亂がはしき体候。併我等立入申、諸事相濟

候分候。於時宜者可被御心安候。將又證人之義、餘在

所者何も代官にあづかり申候。正院の證人まで出申さ

ず候由、孫介申事候。是も今明日中に出し申候由申事

候。(其方カ)將又御國より御申候而、きやう弟に一人はいだかをす

えさせ候て、早々御こし有べく候。

くれぐれ孫介在所の證人は、孫介宿に置申候由申事候。

以上。

御懇札委曲拜見仕候。仍爲御音信・鷹壹被懸御意候。恐悅

至極候。

一、夫丸出不申在所に、其方より御小者被使候而、御せ

んさくなされ、早々出申候様に可被仰付候。

一、舟之儀も小者を被使、堅被仰付、早速罷越様可被

入御情候。

一、證人之儀、代官に預り候へ由堅申付候間、定而可爲